

令和3年6月会議  
第12回綾瀬市農業委員会総会議事録

(閲覧用)

綾瀬市農業委員会

開催年月日 令和3年6月25日

開催の場所 全員協議会室

出席委員

議席番号1番 森山謙治	議席番号9番 鈴木洋一
議席番号2番 比留川スミ江	議席番号11番 橘川利一
議席番号3番 笠間保一	議席番号12番 加藤栄三
議席番号5番 見上智	議席番号13番 新倉賢一
議席番号6番 多田平雄	議席番号14番 古塩貞夫
議席番号7番 山崎弘子	
議席番号8番 比留川晴雄	

欠席委員

議席番号4番 細谷則子	議席番号10番 栗原良晴
-------------	--------------

出席推進委員

第1地区担当 高橋重雄	第3地区担当 志澤輝彦
第2地区担当 内藤昭宏	

傍聴人 0名

提出した議案

議案第21号 農用地利用集積計画決定事案

議案第22号 綾瀬市農業委員会 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点  
検・評価案の承認について

議案第23号 綾瀬市農業委員会 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画  
案の承認について

報告第6号 専決処分について

議決事件及賛否の数

別紙記載のとおり

議事の要領

綾瀬市農業委員会会議規則による

採決の要領

綾瀬市農業委員会会議規則による

事務局職員出席者

事務局長	岩見照人
次長	早川純
総括副主幹	田中誠
主査	高田佑也
主事補	鈴木美咲

9時29分 開会

○議長（古塩 貞夫君）皆さん、おはようございます。コロナの関係で予防接種が大分進んでいるようです。1回目はほとんどの方が終わられていると思うんですけど、2回目がありますので、何かかなり熱が出たりする人がいるようですから、覚悟してもらって、それにしてもなかなか世間のコロナは収まってこないんですけど、もう少し辛抱したいと思います。

ただ今より第12回綾瀬市農業委員会総会を開会いたします。本日、4番 細谷委員、10番 栗原委員におかれましては、所用のため、欠席の報告をいただいております。したがいまして、現在の委員数は12名、推進委員は3名でございます。定足数であります在任委員の過半数に達しておりますのでご報告いたします。

日程3、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員につきましては、申し合わせによりまして私から指名をいたします。本日は、12番 加藤委員、13番 新倉委員のご両名にお願い申し上げます。

日程4、会務の報告をいたします。事務局より報告を願います。

○事務局（高田主査）それでは、皆様のお手元に配布してございます諸般の状況報告及び今後の予定事件名の一覧をご覧いただきたいと存じます。既に実施されております5月25日から本日までにつきましては、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。今後の予定について申し上げます。7月12日 都市計画審議会、市役所315会議室におきまして、会長が出席される予定でございます。19日 審議案件現地調査、市内一円におきまして、第4班の委員が出席される予定でございます。同日 第13回農業委員会 総会議案打合せ、農業委員会事務局におきまして、会長、職務代理が出席される予定でございます。26日 第13回農業委員会 総会、議会棟全員協議会室におきまして、委員全員が出席される予定でございます。

続きまして、会議の集計でございます。総会議案書の3ページをご覧ください。当日総会分を申し上げます。農用地利用集積計画決定4件 8,632m<sup>2</sup>、法第4条届出1件 967m<sup>2</sup>、合計5件 9,599m<sup>2</sup>でございます。なお、右側の欄に今年の案件累計を記載してございますので、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の報告が終わりました。ただ今より日程5、議事日程に入ります。本日の議事日程につきましては、農用地利用集積計画決定事案をはじめ、総会議案書のとおりです。慎重かつ厳正なるご審議をいただきますよう、よろしくお願ひいたしま

す。また、会議の進行に当たりましても、特段のご協力を賜りますよう、併せてお願ひいたします。

それでは、議案第 21 号、農用地利用集積計画決定事案、整理番号 39 番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（高田主査）総会議案書 4 ページ、5 ページをご覧ください。議案第 21 号、農用地利用集積計画決定事案、整理番号 39 番でございます。申請人である貸貸人及び貸借人は記載のとおりです。貸借人の耕作面積は 45,951.72 m<sup>2</sup>、申請地は、[REDACTED] 外 1 筆、地目畑、地積合計 1,189 m<sup>2</sup> でございます。利用権の種類は、貸貸借権、利用権の設定期間は、令和 3 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までの 3 年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は平成 12 年、通算 8 回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、5 ページの案内図をご参照願います。貸貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。一方の貸借人の状況でございますが、耕作面積の 45,951.72 m<sup>2</sup> は、自作の田 4,114 m<sup>2</sup>、畑 13,814.72 m<sup>2</sup>、利用集積による畑 28,023 m<sup>2</sup> で、管理する農地に遊休農地はございません。農機具は、耕運機 2 台、トラクター、田植機、バインダー、コンバイン 2 台、防除機等を保有しております。農業従事者は、本人及び母、弟の計 3 名、従事日数は 350 日となっております。従いまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認している第 3 班の代表の委員より報告を願います。9 番 鈴木委員

○9 番（鈴木 洋一君）本件につきまして、6 月 18 日第 3 班私の他に栗原委員、比留川晴雄委員、内藤推進委員、事務局 3 名、計 7 名で現地調査を行いました。なお、本件の審議案件につきましては、全て同日、同メンバーで現地調査を行いましたのでご報告いたします。整理番号 39 番については、現地の状態は耕運状態で、次の作付けの準備がされておりました。農地として適正に維持管理されていると認められましたので、第 3 班といたしましては利用集積の継続に問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認している農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第 2 地区 内藤推進委員

○第2地区（内藤 昭宏君）本日の全ての審議案件におきまして、6月18日第3班に同行させていただきまして、現地の調査を行いましたのでご報告申し上げます。以後は割愛させていただきます。整理番号39番につきまして、現地の状況は先程第3班の代表委員の方が述べられた通りでございます。耕運状態でありました。貸借人におかれましては、綾瀬市園芸協会に属しまして、トウモロコシ、キャベツ、ブロッコリー等多品目にわたりまして、熱心に農業経営を行っておられます。特に問題等見つからない事から、このことを鑑みまして農地利用最適化推進委員といたしましては、農用地利用集積計画の継続は妥当であると考えております。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号39番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号40番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（高田主査）総会議案書6ページ、7ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号40番でございます。申請人である賃貸人及び貸借人は記載のとおりです。貸借人の耕作面積は19,981m<sup>2</sup>、申請地は、[REDACTED]外3筆、地目畠、地積合計3,961m<sup>2</sup>でございます。利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は、令和3年9月1日から令和6年8月31日までの3年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は平成30年、通算2回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、7ページの案内図をご参照願います。賃貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行いたいとのことでござります。一方の貸借人の状況でございますが、耕作面積の19,981m<sup>2</sup>は、自作の畠1,288m<sup>2</sup>、利用集積による畠18,693m<sup>2</sup>で、管理する農地に遊休農地はございません。本件申請地の南東側隣地を約12a所有しており、一帯で耕作されております。農機具は、耕運機3台、トラクター、防除機2台等を保有しております。農業従事者は、本人1名、従事日数は300日

となっております。従いまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認している第3班の代表の委員より報告を願います。9番 鈴木委員

○9番（鈴木 洋一君）整理番号40番について報告します、現地の状況は一面にトウモロコシが栽培されていて、農地として適正に維持管理されていると認められましたので、第3班といたしましては、利用集積の継続に問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認している農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第2地区 内藤推進委員

○第2地区（内藤 昭宏君）整理番号40番について報告します。現地の状況につきましては、トウモロコシがきれいに作付けされておりました。今後収穫される見通しと思われます。賃借人は大変熱心に多品目にわたり農業経営を行っておられるとのことでございます。また特質すべきは、就農4年目ですが現在 [ ] の [ ] を務める等、大変熱心に活動しておられる様でございます。以上のことを考えまして、農地利用最適化推進委員といたしましては、農用地利用集積計画の継続は妥当であると考えております。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号40番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号41番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（高田主査）総会議案書8ページ、9ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号41番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のと

おりです。使用借人の耕作面積は 10,462 m<sup>2</sup>、申請地は、[REDACTED] 外 2 筆、地目  
畠、地積合計 2,970 m<sup>2</sup>でございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、  
令和 3 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日までの 3 年間です。利用目的は露地野菜、設定  
初年は平成 15 年、通算 7 回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、  
市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、9 ページの案内図をご参照  
願います。使用貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行いたいとのことで  
ございます。一方の使用借人の状況でございますが、耕作面積の 10,462 m<sup>2</sup>は、自作の畠  
1,945 m<sup>2</sup>、利用集積による畠 8,517 m<sup>2</sup>で、管理する農地に遊休農地はございません。農機  
具は、耕運機 3 台、トラクター 2 台、バインダー、防除機 2 台等を保有しております。農業  
従事者は、本人 1 名、従事日数は 260 日となっております。従いまして、農業経営基盤  
強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認してい  
ただいている第 3 班の代表の委員より報告を願います。9 番 鈴木委員

○9 番（鈴木 洋一君）整理番号 41 番について報告いたします。現地の状況はカボチャ、  
長芋、枝豆等が作付けされておりました。農地として適正に維持管理されていると認めら  
れましたので第 3 班といたしましては、利用集積の継続に問題ないと判断いたしました。  
皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認してい  
ただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第 2 地区 内藤  
推進委員

○第 2 地区（内藤 昭宏君）整理番号 41 番、現地の状況は先ほど第 3 班の委員から述べら  
れた通りでございます。また、今回の計画について継続 7 回目とすることでございます。  
過去 6 回特に問題等なく維持管理なされていると考えまして、農用地利用集積計画の継続  
は妥当であると考えます。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご  
発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計  
画決定事案、整理番号 41 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号 42 番についてを議題といたします。

事務局より説明を願います。

○事務局（高田主査） 総会議案書 10 ページ、11 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 42 番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりです。使用借人の耕作面積は 10,605.97 m<sup>2</sup>、申請地は、[REDACTED] 地目田、現況畑、地積 512 m<sup>2</sup>でございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 3 年 11 月 1 日から令和 6 年 10 月 31 日までの 3 年間です。利用目的は果樹、設定初年は平成 30 年、通算 2 回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、11 ページの案内図をご参照願います。使用貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。一方の使用借人の状況でございますが、耕作面積の 10,605.97 m<sup>2</sup>は、自作の畑 6,069.97 m<sup>2</sup>、利用集積による畑 4,536 m<sup>2</sup>で、管理する農地に遊休農地はございません。本件申請地の北側隣地を約 6 a 所有しております、一帯で耕作されております。農機具は、耕耘機 2 台、トラクター、防除機 2 台等を保有しております。農業従事者は、本人 1 名、従事日数は 300 日となっております。従いまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認している第 3 班の代表の委員より報告を願います。9 番 鈴木委員

○9 番（鈴木 洋一君） 整理番号 42 番について報告します。現地の状況はオリーブの栽培がされておりまして、農地として適正に管理されていると認められましたので、第 3 班といいたしましては、利用集積の継続に問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認している農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第 2 地区 内藤 推進委員

○第 2 地区（内藤 昭宏君） 整理番号 42 番、現地の状況はオリーブ畑として管理されていました。下草も余りなく、大変きれいに管理されていました。また、使用借人につきましては、オリーブに特化して農業経営を行っており、各さまざまな直売所でオリーブオイル

を販売しているとのことでございます。以上の事を鑑みまして農用地利用集積計画の決定は妥当であると考えています。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 42 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、議案第 22 号、綾瀬市農業委員会 令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案の承認についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（高田主査）総会議案書 12 ページから 20 ページをご覧ください。議案第 22 号、綾瀬市農業委員会 令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案の承認についてでございます。提案理由は、農林水産省経営局農地政策課長の通知に基づき令和 2 年度の活動計画に対します点検と評価の案を作成いたしましたので、その承認を求めるものでございます。

13 ページをご覧ください。農業委員会の状況につきましては、令和 3 年 3 月 31 日現在の、市内農地面積、農家数、農業者数、農業委員数等の状況についてでございます。14 ページをご覧ください。担い手への農地の利用集積でございます。活動内容等については記載のとおりですが、昨年度は担い手以外への利用集積も多くあり、全体で 4ha を超える新規実績がございました。今後も、担い手を中心に農用地利用集積を促進するため、後継者のいない高齢農業者等に対して農用地利用集積制度の周知を図る必要があると考えられます。15 ページをご覧ください。新たな農業経営を営もうとする者の参入促進でございます。令和 2 年度につきましては、1 件の新規参入を実現いたしましたが、耕作者の高齢化等の問題もあり、引き続き新規参入を促進していく必要があると考えられます。16 ページをご覧ください。遊休農地に関する措置に関する評価でございます。活動内容等については記載のとおりですが、令和 2 年度は目標を上回る解消となりました。遊休農地解消のための活動の成果が表れ始めており、今後も継続した調査指導が重要になるものと考えられます。17 ページをご覧ください。違反転用への適正な対応でございます。活動内容等については記載のと

おりですが、令和2年度は0.57haの違反農地を是正させる等、遊休農地の解消同様に活動の成果が表れ始めております。違反転用は早期発見、早期指導が重要となることから、県と連携し、引き続き迅速な対応に努めて行く必要があると考えられます。18ページをご覧ください。事務に関する点検でございます。1の農地法第3条に基づく許可事務、及び2の農地転用に関する事務につきましては、申請書の提出があった場合には、申請書類の確認を行うとともに申請者からの聞き取り及び農業委員による現地調査を行っております。19ページをご覧願います。3の農地所有適格法人からの報告への対応につきましては、市内で耕作を行っている3法人から事業報告がされております。4の情報の提供等につきましては、1月から12月までの農用地利用集積計画決定事案で利用権設定されました賃借料について、市ホームページにおいて情報提供しております。20ページをご覧ください。上段の地域農業者等からの要望・意見につきましては、特にございませんでした。下段の事務の実施状況の公表等でございますが、総会議事録につきましては、農業委員会事務局の窓口で公開を行っております。また、農地等利用最適化推進施策の改善についての意見提出は、綾瀬市長あて、7件の意見提出をいたしました。いずれの活動に対しても、是正が必要と思われます措置はなく、活動は妥当であるとの評価となってございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。第1地区 高橋推進委員

○第1地区（高橋 重雄君）13ページに農業委員数の内訳がございます。農業委員の定数が14人りますので14分の14で良いと思うんですが、認定農業者以下は定数が無いのに分子があるんです。例えば認定農業者に準ずる者は2分の3になっていますけど、定数があるのであれば分母があってもいいかと思うんですけど、定数が無いのに分母があるんで、どういう意味なのか教えていただきたいのと、ただ3とか書けば良いと思うんですが。

○議長（古塩 貞夫君）事務局

○事務局（高田主査）こちらの実数の内訳につきましては、現在の体制を記載することで、下に注意書きがございまして、年度途中で切り替わった場合は何れも記載することになります。昨年の7月に農業委員さんの改選がございましたので、年度途中に切り替えがあったと言うことで、前委員さんの数と現在の委員さんの数を両方とも記載をしてございます。分子というお話がありましたが、表記の仕方が若干混同してしまうような表記になり申し訳ないですが、左側の数値が昨年の7月19日までの委員さんの数、右側の数値が7月20日以降の委員さんの数ということでご承知おきください。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）他に、意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。綾瀬市農業委員会令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案の承認について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員でございます。よって、原案のとおり、承認することに決定されました。

次に、議案第23号、綾瀬市農業委員会 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画案の承認についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（高田主査）総会議案書22ページから25ページをご覧ください。議案第23号、綾瀬市農業委員会 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画案の承認についてでございます。提案理由は、農林水産省経営局農地政策課長の通知に基づき令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画の案を作成いたしましたので、その承認を求めるものでございます。

23ページをご覧ください。農業委員会の状況につきましては、令和3年4月1日現在の、市内農地面積、農家数、農業者数、農業委員数等の状況についてでございます。

24ページをご覧ください。担い手への農地の利用集積・集約化につきましては、市の農業振興課と連携し、担い手への農地の集積、利用集積の増加を目指す計画でございまして、1.1haの増加を目標といたしました。下段の新たな農業経営を営もうとする者の参入促進につきましては、新規就農者の現状及び参入確保のための計画でございます。アカデミー等関係機関との連携を通じ、2経営体で0.4haの増加を目標といたしました。

次に25ページをご覧ください。遊休農地に関する措置でございますが、活動内容等については記載のとおりでございます。今年度も農地の利用状況の調査を年3回実施する予定でございますので、遊休農地に対します是正指導を継続していくことが重要になるものと考えられます。活動を通じ、0.2haの解消を目標といたしました。下段の違反転用への適正な対応につきましては、違反転用の発生防止に努めるとともに、違反転用者に対して粘り強い指導を継続する必要があると考えられます。これらの活動計画及びその目標は、令和2年11月に見直しを行いました「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を基に設定いたしました。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。綾瀬市農業委員会令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画案の承認について、賛成の委員の挙手を求めてます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員でございます。よって、原案のとおり、承認することに決定されました。

次に、報告第6号、専決処分についてを、議題といたします。事務局長より報告を願います。

○事務局長（岩見 照人君） それでは、議案書の26ページをご覧ください。専決処分について1の「転用届出に係る事務処理」でございます。本件につきまして、農地法第4条第1項第8号の規定による届出が1件ありましたので、綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等に関する規程第8条第1項第1号により、事務局長において専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりご報告いたします。なお、詳細につきましては、次長から説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○事務局次長（早川 純君） 農地法第4条第1項第8号の規定による届出、整理番号10番でございます。転用の内容は、駐車場で、地積合計967m<sup>2</sup>でございます。専決処分に付した日付けは、令和3年5月25日でございます。

○議長（古塩 貞夫君） 事務局長・次長の報告が終わりました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君） 意見なしと認めます。これをもちまして、報告第6号、専決処分についてを終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程のすべてを終了しました。これをもちまして、第12回綾瀬市農業委員会総会を閉会といたします。ご苦労様でした。

10時07分 閉会

綾瀬市農業委員会會議規則第19条第1項の規定によりここに署名する

綾瀬市農業委員会議長

古 塚 貞 夫



綾瀬市農業委員会委員

新 田 寧 一



綾瀬市農業委員会委員

加 篠 栄 三

